

# 平成30年8月から高額療養費の上限額が変わります

全ての方が安心して医療を受けられる社会を維持するために、高齢者と若者の間での世代間の公平が図られるよう、負担能力に応じたご負担をいただく必要があります。

そのため、平成30年8月から70歳以上の皆さまの高額療養費の上限額が変わります。皆さまのご理解をお願いします。

## 高額療養費制度とは

ひと月に医療機関に支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

⇒平成30年8月から、上限額（月ごと・70歳以上）が下の表のように変わります。

あわせて「限度額適用認定証」が必要になる場合がありますので、ご注意ください。

年収約370～1,160万円（課税所得145～689万円）の被保険者および同一世帯の被保険者は  
ご注意ください!!

平成30年8月以降、ひと月にひとつの医療機関での支払が高額になる可能性がある方は「限度額適用認定証」の交付を申請してください。

※「限度額適用認定証」が提示されない場合、医療機関での支払い額が高額になる場合があります。（ただし、その場合でも、上限額を超えて支払われた額を後日払い戻すよう申請することができます。）

		平成30年7月までの上限額（70歳以上）		平成30年8月からの上限額（70歳以上）			
		適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	適用区分	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
3 割合並み 割合負担	現役並み	課税所得 145万円以上の方	57,600円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <多数回 44,400円 (※2)>	III 課税所得 690万円以上の方	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <多数回 140,100円 (※2)>	
		課税所得 145万円未満の方 (※1)	14,000円 (年間の上限 144,000円)	57,600円 <多数回 44,400円 (※2)>	II 課税所得 380万円以上の方	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <多数回 93,000円 (※2)>	
1 割合負担	住民税非課税	II 住民税非課税世帯 (※3)		24,600円	I 課税所得 145万円以上の方	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <多数回 44,400円 (※2)>	
		I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など) (※3)	8,000円	15,000円	課税所得 145万円未満の方 (※1)	18,000円 (年間の上限 144,000円)	57,600円 <多数回 44,400円 (※2)>
					II 住民税非課税世帯 (※3)		24,600円
					I 住民税非課税世帯 (年金収入80万円以下など) (※3)	8,000円	15,000円

新たに「限度額適用認定証」を申請

(※1) 世帯収入の合計額が520万円未満（1人世帯の場合は383万円未満）の場合や、「旧ただし書所得」の合計額が210万円以下の場合も含まれます。  
 (※2) 過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数回」該当となり、上限額が下がります。  
 (※3) 住民税非課税世帯の方については、従来どおり、限度額適用・標準負担額減額認定証を交付します。

問合せ 町民税務課 ☎ 47 - 8015